

○ 経済産業省
環境省告示第十号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第三条第一項の規定に基づき、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等

及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平成十二年三月環境庁通商産業省告示第一号）

の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年十一月四日

経済産業大臣 西村 康稔

環境大臣 西村 明宏

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項</p> <p>一 化学物質の管理の体系化</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>その他配慮すべき事項</u></p> <p><u>ア 地方公共団体との連携</u></p> <p><u>指定化学物質等取扱事業者は、事業所における指定化学物質等の管理の状況について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切な情報の提供を行おう努めること。</u></p> <p><u>イ 災害による被害の防止に係る平時からの取組</u></p>	<p>第一 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項</p> <p>一 化学物質の管理の体系化</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

第二～第四 (略)

二・三 (略)

ること。

具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ず

る指定化学物質等の漏えいを未然に防止するため、

指定化学物質等取扱事業者は、災害発生時におけ

第二～第四 (略)

二・三 (略)